

# 管明示テープ施工に関する特記仕様書

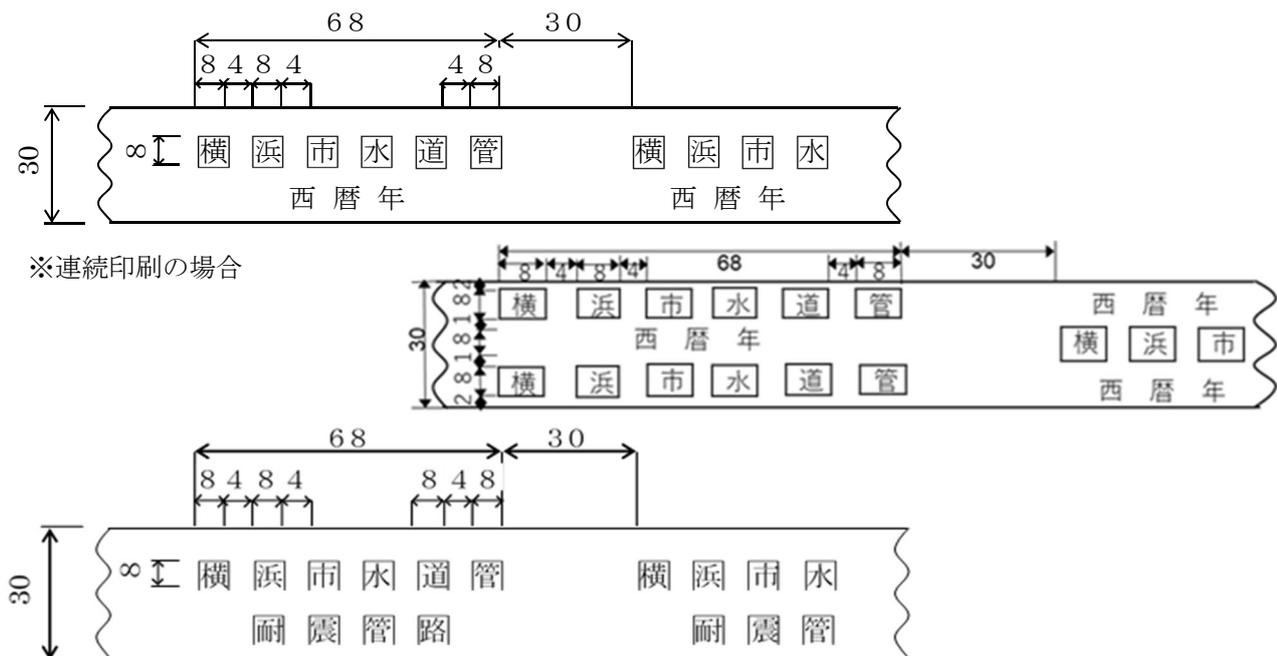
平成 12 年 10 月 1 日 制定

令和 5 年 11 月 14 日 改正

請負人は、管明示テープの施工に当たっては、次によらなければならない。

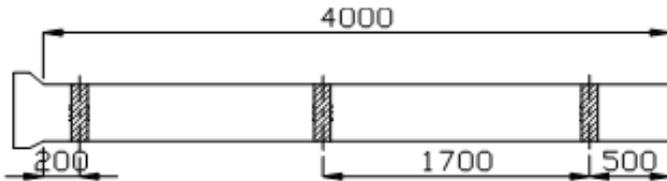
- 1 新設管又は、工事施工時に水道管であることが判明した既設管で明示テープが貼り付けられていないものについては、「管明示テープ表示方法図」により貼り付けること。
- 2 仮設管には、監督員が指示しない限り明示テープは、貼り付けないこと。
- 3 明示テープを貼り付ける場合は、テープに明示されている標示内容が適切なものであるかを確認し誤りがある場合には、監督員に報告すること。  
また、請負人が管明示テープを調達する場合は、仕様等を必ず確認し、西暦年に特に注意し発注すること。
- 4 明示テープの材質は、ポリエチレンクロス、テープの色は青、文字は白とすること。文字は 8mm 角（ゴシック）±1.5mm とし、文字間隔 4mm とする。
- 5 工業用水道工事に用いる管明示テープについては、次のとおりとする。
  - (1) テープの地色は「白」、文字の色は「黒」、文字間隔、材質規格等は上水道と同じとする。
  - (2) 名称は、「横浜市工業用水道管」とする。
  - (3) 西暦年の項目は、不要とする。

## 6 明示例

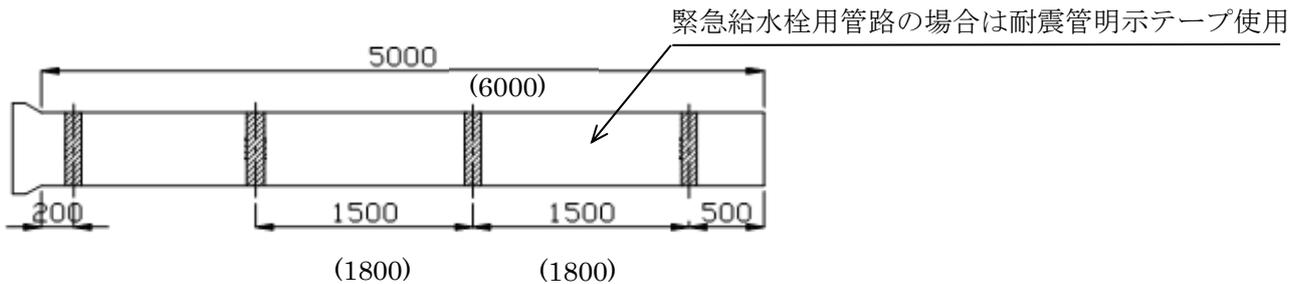


## 管明示テープ表示方法図

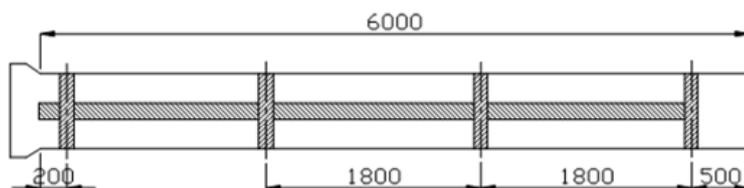
(1)  $\phi 50\text{mm} \sim \phi 100\text{mm}$  (胴巻3ヶ所)



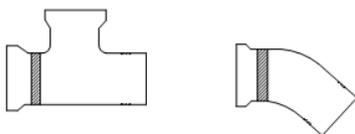
(2)  $\phi 150\text{mm} \sim \phi 350\text{mm}$  (胴巻4ヶ所)



(3)  $\phi 400\text{mm} \sim \phi 1500\text{mm}$  (胴巻4ヶ所+天端)



(4) 異形管 (胴巻1ヶ所・ $\phi 400\text{mm}$  以上は、天端に貼り付けること)



- ・二受 T 字管・曲管のみ貼り付け
- ・ $\phi 400\text{mm}$  以上(二受 T 字管)の天端は主口径の管心方向のみ

布設延長 100m 当たりのテープの個数

呼び径	100m 当たりのテープ個数	呼び径	100m 当たりのテープ個数
$\phi 50$	1.2	$\phi 700$	16.1
$\phi 75$	1.6	$\phi 800$	17.7
$\phi 100$	2.1	$\phi 900$	19.3
$\phi 150$	3.2	$\phi 1,000$	20.9
$\phi 200$	4.1	$\phi 1,100$	22.6
$\phi 300$	5.1	$\phi 1,200$	24.2
$\phi 400$	11.3	$\phi 1,350$	26.6
$\phi 500$	12.9	$\phi 1,500$	29.0
$\phi 600$	14.5		

### 注意事項

- \* 切管の胴巻きテープは  
管長 2.0m 以下 1箇所  
管長 3.5m 以下 2箇所  
管長 4.5m 以下 3箇所  
管長 4.5m をこえ 4箇所  
概ね、均等に貼り付けること
- \* 「100m 当たりのテープ個数」は異形管・切管を考慮し、 $\phi 400\text{mm}$  以上は天端を含んでいます。
- \* 胴巻きテープは、1.5 回巻きとする。

※100m 当たりのテープ個数とは、20m 巻きテープを使用した場合の個数をいう。